

最高裁秘書第3359号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第37号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第62号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月26日（令和6年度（最情）諮詢第62号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第37号）

件名：最高裁事務総局經理局が国会議員に対し、概算要求に関する根回しをする際の留意点等が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「最高裁事務総局經理局が国会議員に対し、概算要求に関する根回しをする際の留意点等が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年1月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、概算要求に関する国会議員への説明内容は、各年度の要求内容や相手方の関心事項等によって異なる個別性の高いものであり、共通点を見出して一般化できる類のものではないことから、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、概算要求に関する国会議員への説明内容は、各年度の要求内容や相手方の関心事項等によって異なる個別性の高いものであり、共通点を見出して一般化できる類のものではないことから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない旨説明する。この説明に特段不合理な点はなく、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員 川 神 裕